

平成29年第1回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年5月2日(火曜日)午前8時59分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君
7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
14番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	麻	生	由	雄	君									
教	育	長	小	高	憲	二	君	総	務	課	長	常	泉	秀	雄	君							
企	画	政	策	課	長	田	中	英	司	君	財	政	課	長	土	橋	博	美	君				
税	務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	保	健	福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	
産	業	振	興	課	長	岩	崎			彰	君	農	地	保	全	課	長	松	坂	和	俊	君	
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長	大	杉					孝	君	
学	校	教	育	課	長	浅	生	博	之	君	学	校	教	育	課	主	幹	佐	藤			功	君
生	涯	学	習	課	長	岩	崎	利	之	君													

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	山	本	和	人
書	記	片	岡				勤						

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成29年第1回長南町議会臨時会を開会します。

(午前 8時59分)

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 岩瀬 康陽 君

2番 御園生 明 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

[議会運営委員長 大倉正幸君登壇]

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る4月28日に委員会を開催し、平成29年第1回臨時会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認2件、議員発議1件、議会人事案件3件の計6議案が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日5月2日の1日とすることに決定いたしました。詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成29年第1回長南町議会臨時会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2日の1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日2日の1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認2件、大倉正幸君ほか3名から発議1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等説明のため地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり、出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました平成29年2月分、3月分の例月出納検査の結果についても、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号及び承認第2号の議案についてご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号及び承認第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第1号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月2日提出、長南町長平野貞夫。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨の2行目に記載してございます配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにつきましては、平成29年度の地方税制改正において、所得税と同様に個人住民税につきましても見直しがされたところでございます。具体的には、配偶者特別控除について、配偶者控除と同額の33万円の所得控除額の対象となる所得金額の上限を45万円未満から90万円に引き上げるとともに、納税義務者の所得額が900万円を超え、1,000万円以下の場合には、控除額が2段階で減額するなど新たな所得制限が設けられたところでございます。

施行期日は、平成31年1月1日でございます。

この法律改正は、今回の改正分にはございませんが、税条例第34条の2、所得控除の規定の配偶者控除額及び配偶者特別控除額に影響するものでございまして、平成32年度課税分から適用するものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

議案書では3ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、アの第33条のほか、記載の条文につきましては、特定上場株式等の配当及び株式等譲渡所得、また租税条約に係る配当等の確定申告書が提出された後に個人住民税申告書が提出されたときは、住民税申告書に記載された事項をもとに課税ができることを明確化したものでございます。

イの第48条及び第50条につきましては、法人税では決算月末日の翌日から2カ月以内に確定申告書を税務署長に提出することとなっておりますが、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合に、税務署長が申告書の提出を延長したときは、法人町民税においても同様に提出期限が延長されまして、延滞金の計算期間についても国税に準じる規定を定めたものでございます。

ウの第61条につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災などにより償却資産等が滅失したときに、それにかわる償却資産を取得等した場合は、最初の4年度分に限り、固定資産税の課税標準の価格を2分の1とする特例措置でございます。

エの第61条の2の第1項では家庭的保育事業を、第2項では居宅訪問型保育事業を、第3項では定員5人以下の事業所内保育事業に対しての家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の価格を2分の1とする特例措置を創設するものでございます。

オの第63条の3及び第74条の2につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災などにより住宅が滅失し、その土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後の4年度分に限り、住宅用地と

みならず特例措置でございます。

附則第10条の2につきましては、議案書5ページの下になりまして、第4項から第8項は、附則第15条の項ずれによる整理でございます。

第9項につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けた事業主等が保育施設を設置した場合に、最初の5年度分に限り、固定資産税の課税標準の価格を2分の1とする特例措置の創設でございます。

次の附則第10条の3第9項については耐震改修をしたとき、第10項については熱損失防止改修をしたときに認定長期優良住宅に該当する場合は、1年度分に限り固定資産税額の3分の2の減額を受けることができますので、その申告書に添付する書類等を規定するものでございます。

アの附則第16条及び議案書12ページの中ほどの第5条から14ページまでの第6条につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに燃費性能等にすぐれた三輪以上の軽自動車を新規取得したときは、軽自動車のグリーン化特例制度が適用される税率の特例を規定するものでございます。

戻りまして、8ページの中ほどになります第16条の2につきましては、自動車メーカーの燃費不正行為に対して、納付不足額が生じた場合の賦課徴収の特例を定めるものでございます。

これらの改正の施行期日につきましては平成29年4月1日でございます、その他の改正につきましては、法律及び法令の改正に合わせて適用条文等を改正させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月2日提出、長南町長平野貞夫。

それでは、17ページをお願いいたします。また、参考資料の29ページをお開きいただきたいと存じます。

改正内容といたしましては、第1条及び第5条中の情報通信技術利用事業を課税免除対象業種から除きまして、新たに農林水産物等販売業を追加し、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

承認第1号及び承認第2号につきましては、ご審議いただきましてご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第1号及び承認第2号の内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 平成28年度から新設をされたグリーン減税についてお尋ねをいたしますけれども、車

の燃費性能を上げて、それが消費者にとってよいものにしていこうという趣旨だと思いますけれども、1つは平成28年度に軽減税率別にそれぞれの登録台数が幾らだったのかということと、29年度からこれは2年間とされているんですけども、本当にこれは2年で終わるのかどうか。その辺をお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

新車で三輪以上の軽自動車を購入した場合で、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の程度に応じて、新規取得の翌年度の軽自動車税に限り税率を軽減する措置として、グリーン化特例制度が平成28年度から適用されております。

28年度の状況を申し上げますと、75%軽減の電気自動車及び天然ガス自動車は、対象はございませんでした。50%軽減では自家用乗用車が36台対象となりまして、25%軽減では自家用乗用車が48台対象となりまして、貨物が3台対象となっております。合計いたしますと87台でございます。

三輪以上の軽自動車の登録台数は、28年度の状況では3,795台となっておりますので、この特例を受ける率といたしましては2.3%となります。そして、この特例制度が2年、今回延長させていただきましたが、2年で終わるのかどうかというご質問でございますが、これは地方税法の状況によりますので、町の条例は地方税法に基づいておりますので、地方税法の改正の延長があれば条例規定をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 確認ということで、説明を求めていきます。

今の軽自動車の話は、この改正内容の参考資料に書かれてあるんですが、カの軽自動車のグリーン税特例化ということで、適用期限が2年延長になったということの条例改正という考え方でいいですよ。軽自動車が最初、減税になるのかと思って勘違いしていたので、その確認と、もう一つはこの議案書の読み方ですが、非常に難しい。読んでいて理解が難しいんです。こうやって書いてくれるからわかるんですが、エの家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、定員5人以下の事業所保育事業の特例措置第61条の2、標準課税の価格を2分の1、参考資料の1ページ目にあるじゃないですか。家庭的保育事業と居宅とかこういう文言は、この議案とか参考資料を見たり条例を見てもなかなか見つからないんですが、どんなふうなところからこれが導き出されたのかなというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 今の森川議員さんの話になりますと、まずグリーン化特例は、今、和田議員さんの質問でもありましており、2年延長ということで軽自動車、それも三輪以上、三輪、四輪の軽自動車、燃費性能の割合によって、3段階で規定されているものでございます。

2点目の、どこを見てこの条文がというのは、確かに議案書を見るとなかなかとは、私も思います。それで、地方税法の改正に基づいておりますので、地方税法の改正というものが、私どもは改正文が県から送られてきますので、今回どう改正されたかというのは、その県から送られてきたもの、県は国から送られてくるかと思いますが、それを見ながら第1項が家庭保育とか、そのように私どもは見えていくんですね。それは条文の中にも第1項は何々とか書いてあります。県から送られてこないで見るとなると、インターネットとかで出てくるのではないかと考えております。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 私らの勉強不足を言うわけじゃないんですが、ぜひこうやって改正の内容がこう変わったんだということを私どもに教えて、あるいは伝えていただけると、またかみ砕けるかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） もう少し細かく、わかりやすくしてくれると助かるということね。

○5番（森川剛典君） いやいや、議案を見ただけじゃ何が改正されたか全然わからないんですけども、こう書かれていると、これが改正されたんだなと。これを読み取るには専門家じゃないと、何が改正されたかと書いてくれてあるのでわかるんですけども、その理由がどこにあったのかなと。議案書の中に俺が見つけれなかったのかと思ったら、そうではなかったということで、わかりました。

○議長（板倉正勝君） いいですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この課税免除条例の一部改正の中で、直売所などの施設というのは、これに相当する

んでしょうか。また、実際にはどのような施設が対象となるか教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今回改正させていただきます農林水産物等販売業とは、過疎地域内において生産された農林水産物、またその農林水産物を原材料とした加工品などを他の地域の方々に店舗販売することを目的としております。

前年度におきまして、2,700万円を超える農林水産物等販売業用の事業資産を新設したときまたは増設した場合には、翌年以降の3カ年度分の固定資産税の課税免除をするものでございますので、この要件に当てはまったものにつきましては該当になっているかと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 例えばどういう施設というかな、かなり大きな金額にならないといけないということでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に説明をお願いします。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 今申し上げました2,700万円を超えるものとなりますと、この2,700万円の中には当然、償却資産、家屋あるいはその施設を設置する土地の代金等が含まれて2,700万円でございますので、これを超える規模というのがどのくらいなのか。今現在、この過疎の減免条例を受けているものは、製造業というもので、8社ほど受けております。それは、大体が工業団地あたりの手企業等になりますので、今回改正させていただきます農林水産物等販売業で2,700万円を超える投資というのがどの程度になるか、私もちょっと見当がつかませんが、現在ではそういう工業団地の大手が対象となっているというような状況で、ご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番、大倉正幸君。

[6番 大倉正幸君登壇]

○6番（大倉正幸君） それでは、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年4月1日から町の行政組織の一部が見直されたことに伴い、総務常任委員会の所管する事項について改正をお願いするものです。

第2条第1号エの総務常任委員会の所管となっております税務住民課の「賦課係」と「徴収係」を統合し「賦課徴収係」に改められたことから、所要の改正を行い、施行は公布の日からとさせていただくものでございます。

なお、総務常任委員会が所管する事務の拡大、縮小及び範囲の変更はございません。

議員各位には本案の趣旨をご理解いただきご賛同くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開については10時を予定しております。

(午前 9時37分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時01分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（板倉正勝君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開については10時40分を予定しております。

(午前10時03分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長（板倉正勝君） 各常任委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配布した名簿のとおりです。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（板倉正勝君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前10時43分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時32分)

○議長（板倉正勝君） 議会運営委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

◎議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（板倉正勝君） 日程第10、議会広報特別委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付いたします。

〔選任案配付〕

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しております。

(午後 1時34分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

○議長（板倉正勝君） 議会広報特別委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

お諮りします。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、先ほど議会運営委員会で協議をしていただき、お手元に配付しました名簿のとおりです。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 1番、2番さん、何かありますか。

2番、御園生 明君。

○2番（御園生 明君） 名簿を今見たんですけども、その中で私の中に議会議員会会計があるんですが、この議会議員会のほうの役職というのは、任期は4年でしょうか。

○議長（板倉正勝君） 2年で、6月からがまず新規と。5月いっぱいまでということで了解していただけます

か。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） では、異議なしという声が出ましたので認めます。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、お手元に配付しました名簿のとおり決定します。

◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

(午後 2時15分)